

第七十号議案

警視庁の設置に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和五年二月十五日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

警視庁の設置に関する条例の一部を改正する条例

警視庁の設置に関する条例（昭和二十九年東京都条例第五十二号）の一部を次のように改正する。
別表第一警視庁志村警察署の項位置の欄を次のように改める。

板橋区東坂下二丁目二十一番十七号

附 則

この条例は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において東京都公安委員会規則で定める日から施行する。

（提案理由）

警視庁志村警察署の位置を改める必要がある。